

# 健全化判断比率の見通し(試算値)

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)

(単位:億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
単年度収支 (中期収支20.5版)	0	0	0	△ 35	△ 234	△ 367	△ 297	△ 238	△ 63	40
累積収支 (中期収支20.5版)	0	0	0	△ 35	△ 269	△ 636	△ 933	△ 1,171	△ 1,234	△ 1,194

実質赤字比率	-	-	-	0%	4%	8%	12%	15%	16%	16%
--------	---	---	---	----	----	----	-----	-----	-----	-----

早期健全化基準: 11.25%以上(標準財政規模が500億円以上の市町村の基準)

財政再生基準: 20%以上(市町村の基準)

← 早期健全化基準(11.25%)を超える →

連結実質赤字比率	-	-	-	-	1%	6%	10%	13%	14%	13%
----------	---	---	---	---	----	----	-----	-----	-----	-----

早期健全化基準: 16.25%以上(標準財政規模が500億円以上の市町村の基準)

財政再生基準: 30%以上(市町村の基準)

実質公債費比率 (3カ年平均)	11%	11%	11%	11%	11%	12%	12%	12%	11%	11%
--------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

早期健全化基準: 25%以上(全自治体の基準)

財政再生基準: 35%以上(全自治体の基準)

将来負担比率	330%(18年度試算値)前後で推移の見通し									
--------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

早期健全化基準: 400%以上(指定都市・都道府県の基準)

## 【前提条件】

### 実質赤字比率

今回の収支概算(20年5月暫定版)における収支不足(一般会計ベース)をもとに赤字比率を算定。

### 連結実質赤字比率

平成18年度決算の「連結実質収支」の試算値(167億円の黒字)に、今回の収支概算における収支不足(一般会計ベース)のみを反映させて赤字比率を算定。(連結する特別会計の資金収支は、横ばいで推移すると仮定)

### 実質公債費比率(3カ年平均)

新たに公債費の控除財源となる「都市計画税」を反映。これに伴い従来の算定よりも5~6ポイント程度指標が改善。(仮に、公債償還基金から1000億円程度借り入れると、3ポイント程度指標が悪化)

### 将来負担比率

<平成18年度決算の試算(330%)について>

- ・宅地造成事業の販売用土地の時価評価が未算定のため、土地売却代を控除せずに「宅地造成事業債の全額」を将来負担額に計上。
- ・3セク等への損失補償債務は、経営評価が未確定のため、算入率を考慮せずに「債務の全額」を将来負担に計上。